

重なり合う合意の事例分析

東京大学* 額賀淑郎

1 目的

政治哲学者 J.ロールズは後期の研究において「重なり合う合意」に基づいた正義構想を論じた。「重なり合う合意」とは、立憲民主社会において自由で平等な市民の多様な世界観が、各々の視点に基づく基本原則として一致し、その結果、世代を超えた長期の正義構想が可能になることを意味する。重なり合う合意は、ホプブズの秩序問題に対する一つの解決法を示すため、その事例分析は社会学者にとってとても重要だが、その具体例を検証した事例研究は少ない。

本発表の目的は、ロールズの重なり合う合意という仮説モデルを用いて、米国の生命倫理委員会の事例分析を行うことである。1970年代に米国の国家委員会において、医学研究の倫理原則や規則がコンセンサスとして成立したが、その研究倫理の原則（人格尊重、恩恵、正義）や規則（インフォームド・コンセント、リスクベネフィット評価、被験者の選択）が、重なり合う合意かどうかを詳細に検証した研究は少ない。そのため、1970年代の国家委員会においてどのように研究倫理の原則や規則が合意され、その後、1990年代に連邦政府のコモン・ルール（Common Rule）になったのか、という歴史プロセスを分析し、研究倫理の原則や規則が重なり合う合意かどうかを検証することを目指す。

2 方法

まず、ロールズの重なり合う合意が、社会学の分析フレームとしてどのように用いることができるのかを分析した。次に、米国の生命倫理委員会についての文献や一次史料（委員会の審議録、手紙、報告書草稿、メモ、その他資料）を用いて、詳細な歴史分析を行った。

3 結果

重なり合う合意は、1) 自由で平等な人格をもつ市民が主体となること、2) それぞれの市民の価値観に基づき、基本原則に合意すること、3) 背景理論、基本原則、データにおける整合性をもつこと、4) その基本原則が長期の安定性をもつこと、という特徴をもつ。歴史分析の結果によれば、1970年代の国家委員会では、人文科学、社会科学、自然科学の有識者が、倫理学理論や研究規制のニーズに基づき、研究倫理の基本原則や規則を論じ、コンセンサスとなった。一方、実際の規制として実施されなかったため、1980年代の大統領委員会では、連邦政府や IRB（施設内倫理委員会）の調査研究を行い、研究倫理の標準化のための勧告を行った。その結果、連邦政府は研究倫理の規制を発展させ、1990年代にコモン・ルールという連邦政府の共通指針となり、IRB の発展を基礎づけた。

4 結論

事例分析の結果に基づくと、米国の生命倫理委員会が示した研究倫理の原則や規則は、ロールズの重なり合う合意における4つの特徴に当てはまることが明らかになった。

*2013年10月以降